

資料10-1 自治体別・種類別苦情受理件数

(令和4年度)

自治体	種類	合計	典型7公害							典型7公害 以外の苦情	
			小計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
愛媛県		71	39	16	17	0	0	0	0	6	32
松山市		289	285	116	31	1	90	10	0	37	4
今治市		32	29	0	1	0	9	0	0	19	3
宇和島市		21	10	0	0	0	4	0	0	6	11
八幡浜市		14	6	3	0	0	2	0	0	1	8
新居浜市		79	77	63	2	0	10	0	0	2	2
西条市		177	57	38	7	0	8	0	0	4	120
大洲市		7	7	0	0	0	0	0	0	7	0
伊予市		18	10	5	1	0	2	0	0	2	8
四国中央市		42	40	21	7	0	7	0	0	5	2
西予市		7	7	0	0	0	2	0	0	5	0
東温市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		686	528	246	49	1	134	10	0	88	158
上島町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久万高原町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松前町		34	21	15	1	0	3	0	0	2	13
砥部町		6	5	4	0	0	1	0	0	0	1
内子町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊方町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鬼北町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松野町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛南町		2	2	0	0	0	0	0	0	2	0
町計		42	28	19	1	0	4	0	0	4	14
合計		799	595	281	67	1	138	10	0	98	204

資料10-2 発生源別苦情受理件数

発生源	年 度		
	R2	R3	R4
合 計	846	753	799
農 業	31	6	4
林 業			
漁 業	1	-	2
鉱 業	5	2	1
建 設 業	125	136	136
製 造 業	77	60	68
電気・ガス・熱供給業・水道業	7	3	3
情 報 通 信 業	-	-	1
運 輸 業	17	7	9
卸 売 ・ 小 売 業	16	16	9
金 融 ・ 保 険 業	1	-	-
不動産業	1	1	3
学術研究、 専門・技術サービス業	2	1	1
飲食店、宿泊業	14	13	11
生活関連サービス業、娯楽業	9	5	5
医療、福祉	3	-	4
教育、学習支援業	1	4	1
複合サービス事業	2	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	19	21	26
公務（他に分類されないもの）	2	3	1
分類不能の産業	2	6	8
会社・事業所以外	511	469	506
個人	372	353	375
その他	24	23	46
不明	115	93	85

発生源	年 度		
	R2	R3	R4
合 計	846	753	799
焼 却 施 設	19	15	15
産 業 用 機 械 作 動	46	37	38
産 業 排 水	18	28	22
流 出 ・ 漏 洩	23	17	12
工 事 ・ 建 設 作 業	91	115	105
飲 食 店 営 業	5	8	12
カ ラ オ ケ	2	2	-
移動発生源(自動車運行)	14	7	18
移動発生源(鉄道運行)	-	1	-
移動発生源(航空機運航)	-	-	-
廃 棄 物 投 棄	53	39	63
家 庭 生 活 (機 器)	7	5	4
家 庭 生 活 (ペ ッ ト)	4	9	7
家 庭 生 活 (そ の 他)	32	10	19
焼 却 (野 焼 き)	288	233	263
自 然 系	42	128	130
そ の 他	154	51	45
不 明	48	48	46

資料10-3 公害防止管理者等の設置を必要とする工場等

区分	特定工場	特定工場が設置すべき公害防止管理者等			
		公害防止管理者		公害防止統括者	公害防止主任管理者
大気	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第2種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
	排出ガス量10,000Nm ³ /時以上の工場	(第3種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時以上の工場	(第4種公害防止管理者) 排出ガス量 40,000Nm ³ /時未満の工場		
水質	有害物質を発生する施設を設置する工場	(第1種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第2種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		排出ガス量40,000Nm ³ /時以上、かつ排出水量10,000m ³ /日以上 の工場は、公害防止主任管理者を設置する。
	排出水量1,000m ³ /日以上 の工場	(第3種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日以上 の工場	(第4種公害防止管理者) 排出水量 10,000m ³ /日未満 の工場		
騒音	①機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ②鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(騒音関係公害防止管理者)		常時使用する従業員数が21人以上の工場は、公害防止統括者を設置する。	
特定粉じん	特定粉じん発生施設を設置する工場	(特定粉じん関係公害防止管理者)			
一般粉じん	一般粉じん発生施設を設置する工場	(一般粉じん関係公害防止管理者)			
振動	①液圧プレス（矯正プレスを除き、呼び加圧能力が2,941kN以上のものに限る。） ②機械プレス（呼び加圧能力が980kN以上のものに限る。） ③鍛造機（落下部分の重量が1t以上のハンマーに限る。）	(振動関係公害防止管理者)			
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の第1号から第4号まで及び別表第2の第1号から第12号までに掲げる施設	(ダイオキシン類関係公害防止管理者)			